

(共同住宅の名称)

消防計画

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、(共同住宅の名称)における防火管理について必要な事項を定め、火災の予防及び火災・地震等の災害が発生した際の人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第2条 この計画は、(共同住宅の名称)に居住し、又は出入りするすべての者に適用する。

(自衛消防組織)

第3条 火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を置く。自衛消防隊の組織及び任務分担は、次のとおりとする。

担当	氏名 (職・部屋番号等)	任務
自衛消防隊長	_____	・自衛消防隊に対し、指揮、監督を行う
通 報 連 絡	_____ _____ _____	・自動火災報知設備の発信機を押す ・119番に通報する ・到着した消防隊へ情報提供する ・自衛消防隊長に必要事項を報告する ・自衛消防隊員に必要事項を伝達する
初 期 消 火	_____ _____ _____	・消火器等を使用し初期消火する ・天井に燃え移ったら初期消火を中止し避難する
避 難 誘 導	_____ _____ _____	・避難経路図に従い、避難誘導する ・避難口、曲がり角などに立って誘導する ・逃げ遅れがないか確認する

(火災予防上の自主検査)

第4条 火災予防のために定期的に行う自主検査は別表1、2のとおりとし、 月と 月に実施する。

(消防用設備等の点検)

第5条 消防用設備等の法定点検は、消防用設備等の点検業者に委託して次のとおり実施する。

消防用設備等	点 検 実 施 月		
	機器点検		総合点検
消 火 器	___月	___月	
屋内消火栓設備	___月	___月	___月
スプリンクラー設備	___月	___月	___月
粉末消火設備	___月	___月	___月
自動火災報知設備	___月	___月	___月
避難器具	___月	___月	___月
連結送水管	___月	___月	___月
非常コンセント設備	___月	___月	
	___月	___月	___月
	___月	___月	___月

- 2 機器点検を実施したときは、その結果を維持台帳に記録、保管する。
- 3 総合点検を実施したときは、その結果を3年に1回野田市消防長に報告し、副本を維持台帳に保管する。

(不備欠陥等の整備)

第6条 防火管理者は、第4条及び第5条に定める検査・点検の結果、不備・欠陥事項があるときは、管理組合理事会に報告し、改善を図る。

(消防機関への報告等)

第7条 防火管理者は、防火管理の適正を図るため、常に消防機関との連絡を密にし、必要な報告・届出等を行う。

- 2 消防機関へ報告・届出等をした書類及び防火管理業務に必要な書類等は、維持台帳を作成し、保管する。

報告等の種別	報告等の時期
防火管理者選任(解任)届出書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防火管理者を定めたとき、又は解任したとき ・ 管理権原者の変更があったとき
消防計画作成(変更)届出書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防火管理者を定めたとき ・ 管理権原者の変更があったとき ・ 消防計画の内容に変更があったとき
消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合点検終了後おおむね15日以内 3年に1回
消防訓練実施計画通知書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛消防訓練を実施する前

(居住者等の遵守事項)

第8条 防火管理者及び居住者は、火災予防及び火災発生時の避難経路の確保のため次の事項を実施する。

なお、共用室・共用部分については防火管理者の責任において実施し、各住戸・各バルコニーについては、それぞれの居住者の責任において実施する。

(1) 火気管理

ア 喫煙管理に常に注意し、布団の上等に吸殻がないか点検を行う。

イ 吸殻は水をかけて処理し、溜めずに定期的に処分する。

ウ 火気使用器具は使用する前後に点検を行い、安全を確認する。

エ 火気使用器具は指定された場所で使用し、周囲を整理整頓するとともに、可燃物に接近して使用しない。

(2) 放火防止

ア 建物の周囲に可燃物を置かない。

イ 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。

ウ 空室、ごみ置場等の施錠を行う。

エ トイレ、ごみ置場、駐輪場等の巡視を行う。

(3) 避難施設の管理

ア 廊下、階段、バルコニーには、避難の障害になる物品を置かない。

イ 出入口の扉の開閉を妨げるような物品を置かない。

(震災対策)

第9条 防火管理者及び居住者は、地震による被害を防止するため次の事項を実施する。

なお、共用室・共用部分については防火管理者の責任において実施し、各住戸・各バルコニーについては、それぞれの居住者の責任において実施する。

(1) 日常の地震対策

ア 家具、家電等の転倒防止措置を行う。

イ ガラスの飛散防止措置を行う。

ウ 非常用物品等を確保し、定期に点検整備を実施する。

(2) 地震発生時の安全措置

ア 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

イ 火気使用器具の器具栓、元栓の閉止又は電源遮断を行う。

(工事中の防火管理)

第10条 防火管理者は、模様替え等の工事を行う場合、工事関係者に工事計画書を提出させ、工事の内容を把握し、必要な指示を行う。

2 次に掲げるいずれかの工事を行うとき、防火管理者は工事中の消防計画を野田市消防長に届け出る。

(1) 避難施設等の機能に支障が生じる工事

(2) 消防用設備等の機能に支障が生じる工事

(3) 火気を使用する器具等を使用する工事

(4) 危険物品を取り扱う工事

3 防火管理者は、工事関係者に対して次の事項を周知し遵守させる。

- (1) 指定された場所以外では喫煙及び裸火の使用をさせない。
- (2) 溶接、その他火気等を使用する工事を行う場合は、消火器等の準備をさせる。
- (3) 塗装などに危険物品を使用する場合は、防火管理者の承認を受けさせる。
- (4) 工事用資器材は整理整頓し、管理させる。

(訓練及び教育)

第11条 防火管理者は、自衛消防隊の消防技術及び居住者の防火意識の向上を図るため、次のとおり訓練・教育を行う。

- (1) 自衛消防隊を中心とした消火、通報及び避難訓練
- (2) 居住者に対する消防用設備等の設置場所及び使用方法、避難経路等の周知
- (3) 居住者が火災予防上守るべき事項の周知
- (4) 消防署及び町内会が行う防災教育及び防災訓練への居住者の参加促進

2 訓練を実施するときは、消防訓練実施計画届出書を野田市消防長に提出する。

3 訓練の実施時期は次のとおりとする。

訓練種別	実施時期
消火訓練	___月 ___月
通報訓練	___月 ___月
避難訓練	___月 ___月
震災訓練	___月 ___月
総合訓練	___月 ___月

(防火管理業務の一部委託) (有・無)

第12条 防火管理業務の一部は、別表 3 のとおり委託する。

別表 1

自主検査チェック表

年 月 日

検査項目		検査結果
建物構造	柱・はり・壁・床	コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。
	天井	仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。
	窓枠・サッシ・ガラス	窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、緩み、著しい変形等がないか。
	外壁・ひさし・パラペット	貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。
防火設備	外壁の構造及び開口部等	外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。
		防火戸は円滑に開閉できるか。
	防火区画	防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。
		防火戸・防火シャッターのくぐり戸が最後まで閉まるか。
防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 防火シャッターが最後まで降下するか。		
避難施設	廊下・通路	有効幅員が確保されているか。
		避難上支障となる設備・機器等の障害物を設置していないか。
	階段	階段室に物品が置かれていないか。
	避難口（出入口）	扉の開放方向は避難上支障ないか。
避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。		
避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。		
火気設備器具	厨房設備（ガスコンロ、湯沸器等）	可燃物品からの保有距離は適正か。
		安全装置は適正に機能するか。
		ガス配管は亀裂、老化、損傷していないか。 燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。
	暖房器具	自動消火装置は適正に機能するか。 火気周囲は整理整頓されているか。
電気設備	電気器具	コードの亀裂、老化、損傷はないか。
		タコ足の接続を行っていないか。
		許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。
震災対策	家具、棚等	転倒、移動、落下防止の措置がしてあるか。
		固定、移動防止のボルト等に緩み、腐食等はないか。

(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告する。(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 △…即時改修

実施設備	検査項目	検査結果
消火器	設置場所に置いてあるか。	
	消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。	
	安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。	
	ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。	
	圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備	使用上の障害となる物品はないか。	
	消火栓扉は確実に開閉できるか。	
	ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。	
	表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備	散水の障害はないか。	
	間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	
	送水口の変形及び操作障害はないか。	
	スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。	
	制御弁は閉鎖されていないか。	
粉末消火設備 (移動式)	使用上の障害となる物品はないか。	
	扉は変形、損傷、腐食等がなく、確実に開閉できるか。	
	ホース、ノズル、容器に変形、損傷、つぶれなどはないか。	
	表示灯は点灯しているか。	
自動火災報知設備	表示灯は点灯しているか。	
	受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
	用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。	
	感知器の破損、変形、脱落はないか。	
非常警報設備 (ベル)	表示灯は点灯しているか。	
	操作上、視認上障害となる物がないか。	
	押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
避難器具	避難に際し、容易に接近できるか。	
	格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっているか。	
	開口部付近に物品等が置かれ、開口部をふさいでいないか。	
	降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。	
	標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯	改装等により、設置位置が不適正になっていないか。	
	周囲に間仕切り、衝立、ロッカー等があり視認障害となっていないか。	
	外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。	
	不点灯、ちらつき等がないか。	
連結送水管	送水口の周囲は、消防自動車の接近または消火活動に障害となるものがないか。	
	送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。	
	放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。	
	放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、確実に開閉できるか。	
	表示灯は点灯しているか。	
非常コンセント設備	周囲に使用上障害となる物がないか。	
	保護箱は変形、損傷、腐食等がなく確実に扉が開閉できるか。	
	表示灯は点灯しているか。	

(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告する。(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 △…即時改修

別表 3

防火管理業務の委託状況表

年 月 日現在

防火対象物名称				再受託者の有無
管理権原者氏名				<input type="checkbox"/> 無し
防火管理者氏名				<input type="checkbox"/> 一部有り
				<input type="checkbox"/> 全部
受託者の氏名等〔法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地等〕			受託者が再委託する場合記入	
氏名(名称)				
住所(所在地)				
電話番号				
担当事務所住所				
担当事務所電話番号				
受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法	常駐方式	範囲	<input type="checkbox"/> 出火防止業務(火気使用箇所の点検監視など) <input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 <input type="checkbox"/> 消防・防災設備等の監視・操作業務 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の自衛消防活動 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他()
		方法	常駐場所 常駐人員 委託する防火対象物の区域 委託する時間帯	
	巡回方式	範囲	<input type="checkbox"/> 出火防止業務(火気使用箇所の点検など) <input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 <input type="checkbox"/> 消防・防災設備等の監視・操作業務 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の自衛消防活動 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> その他()
		方法	巡回回数 巡回人員 委託する防火対象物の区域 委託する時間帯	
遠隔移報方式	範囲	<input type="checkbox"/> 消防・防災設備等の監視・操作業務 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の自衛消防活動 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他()	
	方法	現場確認要員の待機場所 到着所要時間 委託する防火対象物の区域 委託する時間帯		

(備考)「受託者の行う防火管理業務の範囲」については、該当する項目の□にレ印を付す。